

別紙 1

十和田市水道料金等システム更新及び運用業務仕様書

令和5年6月

十和田市 上下水道部 管理課

1 目的

本仕様書は、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、十和田市が本業務委託者（以下「業務受託者」という。）に求める基本事項を定めたものである。

2 業務の概要

本業務は、十和田市水道料金等システム（以下「料金システム」という。）の更新であり、現行システムからのデータ移行、並びにそれに付随する業務と料金システム稼働後の保守等の業務を実施するものである。

2.1 更新対象業務

上下水道料金システム

2.2 実施範囲

導入設計、環境構築、データ移行、操作研修、運用テスト、システム保守等とし、システム円滑な稼働に必要な業務一式とする。

3 基本要件

3.1 稼働環境

(ア) データセンターを利用したクラウド方式とすること。

(イ) 日本国内に所在するデータセンターを利用することとし、データセンターと本市を結ぶ回線費用も見積に含めて提案すること。既に敷設された回線があり、それが利用可能であれば、その回線を活用して構わない。なお、庁内 LAN との接続作業に係る費用は含めないこととする。

4 機能要件

本市がシステムに求める機能概要は、別紙1「機能要件確認書」の通りである。貴社が提案するパッケージシステムでの対応の可否を記述し、提案書とともに提出すること。

全ての機能要件を充足できていることが望ましいが、充足できない部分がある場合でも提案すること自体は可とする。なお、充足できない部分についても、必ず提案書に記載すること（充足できない部分を記載していないことがわかった場合、虚偽の記載とみなす）。また、機能要件を充足できていることが提案書において十分に示されていない場合には、当該機能はないものとして評価する点に留意すること。

5 システム構成要件

5.1 サーバ

(ア) 5年間以上安定的かつ効率的な運用を可能とする、十分な性能と容量を有する機器構成とすること。

- (イ) データ消失を防ぐために、冗長化構成とすること。
- (ウ) データバックアップできる機器を用意すること。
- (エ) 停電時に適切にシステム停止できるように、無停電電源装置を用意すること。
- (オ) データセンターに上記対策を施すこと。
- (カ) データセンターは、安全かつ高度な運用管理を行うためのファシリティ要件（入退室管理、無停電電源装置、自家発電装置、空調設備、消火設備等）を備えていること。

5.2 クライアント機器等

- (ア) クライアント PC 1 2 台
- (イ) 検針用端末（プリンタ含む） 3 6 台
- (ウ) プリンタ 4 台
- (エ) バーコードリーダー 2 台
- (オ) メールシーラー（圧着機） 1 台
- (カ) OCR 1 台

機器の仕様は、別紙2「端末等機器仕様書」と同等以上とすること。

5.3 ネットワーク

- (ア) 本市の既設ネットワークを利用する予定であり、本事業に伴い新規にネットワークを敷設する予定はない。
- (イ) 本業務で構築するシステムは LGWAN 接続系のネットワークで稼働すること。
- (ウ) データセンターと本市を接続する通信回線は、盗聴などのリスク対策および可用性を高める対策を施すこと。

5.4 ソフトウェア

- (ア) システムを利用する上で必須となるソフトウェアは全て見込むこと。
- (イ) データバックアップ、サーバ機器のウイルス対策等、本仕様書「6.セキュリティ要件」を満たすソフトウェアを見積りに含めること。

6 セキュリティ要件

6.1 利用権限

- (ア) 所属や職員個人単位およびシステム機能単位での権限設定・管理ができること。
- (イ) ID とパスワードによる認証機能を有し、パスワード変更等の設定ができること。

6.2 操作履歴

料金システムの操作履歴を記録することができ、必要な場合には参照できること。

6.3 データバックアップ

サーバのデータバックアップを 1 日に 1 回取得し、システム障害が発生した場合でも、バックアップ取得時の状態に復旧できること。

6.4 ウイルス対策

ウイルスを検知できるように対策すること。

6.5 法令等の遵守

委託業務の遂行にあたっては、日本国内において適用される法令、本市の条例・規則及び十和田市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

7 システム構築要件

7.1 プロジェクト管理

(ア) 本市と十分に認識を合わせた上で、プロジェクト計画書を作成し、本市の承認を得ること。

(イ) プロジェクト計画に基づき、システム構築を行うこと。

(ウ) 作業の進捗確認、問題点の共有化のため、定例的に会議を開催すること。

7.2 構築体制

プロジェクトマネージャーは、プロジェクト全体を統括し、本事業における交渉や作業の管理を行うこと。

8 システム移行要件

8.1 システム移行計画

(ア) 業務特性を考慮し、業務毎に適切な稼働時期を提案すること。

(イ) 必要に応じて、仮稼働時期を設定すること。

8.2 データ移行

(ア) 本市からのデータは CSV ファイルにて提供する。

(イ) 貴社の経験から適切なデータ移行範囲、具体的なデータ移行手法について、職員負担軽減を考慮し提案すること。

9 運用・保守要件

9.1 運用保守体制

(ア) メンテナンス作業時を除き、基本的に 24 時間 365 日利用できること。(営業時間外(夜間・休日・祝日)の運用保守対応を求めるものではない)

(イ) ソフトウェア・ハードウェアを問わず、迅速に対応するための体制を確保すること。

(ウ) 障害発生時は受託者が一次窓口となって、直ちに障害原因の切り分けを実施すること。

9.2 制度改正や機能改善への対応

(ア) 保守期間中の法改正や制度改正等への対応は、大規模なものを除いて通常保守の範囲内とすること。

(イ) システムが機能改善した場合には、保守の範囲として定期的に本市システムへも反映させること。

10 教育訓練要件

(ア) システムが円滑に切り替えられるように、適切な職員研修を計画すること。

(イ) 研修は、システム管理者向け、業務担当職員向け、検針員向けに分けて行うこと。

(ウ) 研修が円滑に進むように、研修テキストを用意すること。

11 成果物要件

(ア) システム一式

(イ) ハードウェア一式

(ウ) プロジェクト計画書

(エ) 打合せ議事録

(オ) 操作マニュアル

(カ) 運用マニュアル

12 十和田市の水道事業の状況

別紙3 「十和田市水道事業状況」参照